委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	江東区	
4. 届出番号	8	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.koto.lg.jp/012111/dokuziriyou.html	

執行機関名 江東区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの(住宅設備改善)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年12月江東区条例第45号)別表2 第14の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	江東区重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第2号の規定に基づく地域生活支援事業として、在宅の重度身体障害者(児)及び難病患者等に対し、その者が居住する家屋の玄関その他の住宅設備の改善に要する費用(以下「設備改善費」という。)を給付し、もって日常生活の利便を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		江東区重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱